

唐企市第949号

平成29年11月1日

玄海原発プルサーマルと

全基をみんなで止める裁判の会 様

プルサーマルと

佐賀県の100年を考える会 様

玄海原発反対からつ事務所 様

唐津市長 峰 達 郎



安定ヨウ素剤の全住民への事前配布に関する
要請及び質問について（回答）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げますと共に、日頃より本市行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年9月28日付けで要望があった標記のことについて、次のように回答いたします。

市政を円滑に推進するためには、皆様のご理解とご協力が不可欠でございますので、今後とも、より一層のご協力をお願い申し上げます。

1 要望・要請内容及び回答

要請（1）全住民に対して、安定ヨウ素剤の事前配布を

【回答】

安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、万が一の原子力災害に備え、国の原子力災害対策指針などに基づき、玄海原子力発電所から概ね半径5キロの地域（PAZ圏内）の住民の皆様を対象として、佐賀県と本市で行っています。

5～30キロ圏内のUPZ圏内においては、国の原子力災害対

策指針においては、安定ヨウ素剤は事前配布を行うのではなく、平常時には、公的機関で管理し、原子力災害時の真に必要な場面で、住民に配布して服用していただくこととなっております。ただし、緊急時に安定ヨウ素剤の受け取りが困難と想定される地域等、事前配布を必要と判断する場合には、事前配布を行うことができるものとされております。

これまでも、緊急時の安定ヨウ素剤の受け取りについて、市民の皆様の不安の声をお聞きしておりましたので、佐賀県に対し、UPZにお住いの皆さんにつきましても事前配布を行うよう、お願いしてまいりました。

県としても県民の安心安全の要望に応えるべく検討され、この度緊急時に速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難な方で希望される方に対しまして、事前配布を行うことを決定し、10月18日に正式に発表されたところです。

事前配布の申請につきましては、現在、UPZ圏内の全世帯にお知らせと申請書を順次、配布いたしております。

今後、希望者の把握を行いながら、具体的な配布説明会、配布方法等について県と協議を進め、日時、場所及び詳細な内容を、希望者に対しお知らせする予定です。

[担当課：保健福祉部 保健医療課]

要請（2）安定ヨウ素剤の必要性等について、住民説明会の開催を
【回答】

これまで、PAZでの安定ヨウ素剤の事前配布の案内を郵送する際には、安定ヨウ素剤の効能や必要性について説明したチラシを同封しております。また、配布会におきましても医師や薬剤師、保健師による説明を行っております。その際に、服用にあたっての注意事項の説明も、あわせて行っているところで

す。

今回、U.P.Zへの事前配布の実施に伴い、全世帯にお知らせを配布いたします。その中に、安定ヨウ素剤の効能や必要性などについても記載いたしております。

また、県が作成し、全世帯に配布しております「原子力防災のてびき」においても、安定ヨウ素剤についてご説明しております。

今後も、安定ヨウ素剤のみではなく、緊急避難等の原子力防災全般に関することにつきまして、市民への周知を徹底していくたいと考えております。

[担当課：保健福祉部 保健医療課]

質問（1）

①安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素を吸入する前の24時間以内であれば90%有効とあるが、「吸入前24時間以内」を市はどうのように察知するのか。

【回答】

安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されるため、原則として、気象情報やモニタリング結果等による分析など専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や屋内退避と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布、服用の必要性を判断します。

その服用判断に基づいて国の原子力災害対策本部が配布、服用の指示を出します。市はこの指示を受け、住民へ服用の指示を出すことになっています。

避難訓練時に配布されたチラシに記載された「放射性ヨウ素を吸入する前の24時間以内に安定ヨウ素剤を飲めば90%ブロックする」との内容については、安定ヨウ素剤の効果を示したもの

のであり、24時間以内の服用を規定しているものではありません。

[担当課：総務部 危機管理防災課]

②いつ誰が服用の判断指示を出し、住民にどのように伝えるのか

【回答】

原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や屋内退避と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布、服用の必要性を判断します。

その服用判断に基づいて国の原子力災害対策本部が配布、服用の指示を出します。市はこの指示を受け、住民へ服用の指示を出すことになっています。

住民に対しては、テレビ、ラジオ、行政放送、防災行政無線、ホームページ、防災メール等あらゆる手段を使って広報します。

[担当課：総務部 危機管理防災課]

③不測の事態において国からの指示がない場合、市として服用の判断・指示を出すか

【回答】

連絡手段の断絶など、国から指示を受けることが出来ない場合においては、地方公共団体が判断できることとなっています。

不測の事態において、市独自の判断が必要な場合には、国の原子力災害対策指針に沿って、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐために、市が判断し、対応することになります。

[担当課：総務部 危機管理防災課]

質問（2）屋内退避している間や避難指示が出てから緊急配布場所に行くまでに住民が被ばくしないという具体的で納得のいく説明を

【回答】

「被ばくしない」という考えはとっておりません。被ばくが健康に問題にならないレベルの中で、冷静に行動していただくことが最も安全との考えをとっています。「被ばくしない」という考えは、パニックや無理な避難につながり、多数の二次的な犠牲につながった福島での悲劇の再発になりかねないと考えています。

「『被ばくしない』という考え方」については、次の内容をご理解いただき、冷静な行動をお願いしたいと考えております。現在の避難計画の考え方に基づいた行動が、個人にとっても市民全体にとっても最善と考えております。

現在の市の避難計画では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、UPZにおいては、「全面緊急事態」となった場合には原則屋内退避とした上で、空間線量率が毎時20マイクロシーベルトを超える地域では1週間以内に一時移転、毎時500マイクロシーベルトを超える地域では1日以内に避難することとしていますが、この基準は、福島の事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として指針に定められたものです。

また、この国の指針は原子力規制委員会や「原子力災害事前対策に関する検討チーム」などにおいて、放射線防護や被ばく医療などの分野の専門家による検討を重ねられた結果定められたものです。

万が一の原子力災害時には、UPZにおいては、放射性プルームからの影響を避けるため、まずは屋内退避していただくことが必要と考えています。

この屋内退避については、住民等が比較的容易に採ることが出来る対策であり、放射性物質の吸引防止などにより被ばくの低減を図ることができるため、大変有効な防護措置とされています。

屋内退避や避難指示が出た場合は、できるだけ無用な被ばくをしないために留意していただく事項について「わが家の防災ガイド」や「原子力防災のてびき」の全戸配布等により市民へ周知しているところです。

また、原子力災害発生時の防護措置についての我が国の基本的な考え方は次のとおりです。

- (1) 100ミリシーベルト以下の被ばくによるがん等の影響は、他の要因によるがんの影響に隠れてしまうほど小さい。
- (2) その範囲内で、放射線による健康影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保ち、防護措置の最適化を図る。(福島第一原発事故では、国際的基準レベル20～100ミリシーベルト／年のうち、20ミリシーベルト／年を避難判断基準レベルとした)
- (3) 避難行動には、避けられた放射線影響と比べ、無視できない健康影響を受ける可能性が高い。(福島第一原発事故後の防災対応の最大の反省点)

また、避難渋滞やパニックに伴う事故等も考えると、避難行動には常に危険が伴う。

<参考>

国の原子力災害対策指針による防護措置

- 1 P A Z 圏内住民は、放射性物質が放出される前から予防的に避難することを基本とする。
- 2 U P Z 圏内においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まず

は屋内退避をとることを基本とする。

- 3 U P Z 圏内で、毎時 500 マイクロシーベルトを超えた場合、地域を特定して避難とする。

[担当課：総務部 危機管理防災課]

質問（3）緊急時の、職員・医師・薬剤師等の具体的な配置計画を示されたい。

【回答】

安定ヨウ素剤の事前配布の際には、医師や薬剤師が関与し配布を行っておりますが、緊急時には避難や一時移転の際、必要な場合に備蓄してある安定ヨウ素剤を市の職員が備蓄場所から搬出し、配布することになっております。医師や医療機関においては、医療活動をおこなっていただく必要があり、医師、薬剤師を配布場所に配置する計画は今のところございません。

国の解説書によりますと、緊急時に市の職員が配布することに関しては、大規模災害時等における緊急避難的対応として、医師法等の関係法規からの違法性は阻却されるものとなっております。

ただし、緊急時の配布につきましても医師が関与し、配布・服用を行うことが望ましいため、県による医師や薬剤師の派遣など、様々な方策を探ってまいりたいと考えております。

[担当課：保健福祉部 保健医療課]

質問（4）安定ヨウ素剤の事前配布について、国や県に対し、いつどのような要望・協議を行ってきたか。

【回答】

安定ヨウ素剤の事前配布について、直接国に対して協議、

要望を行ったことはなく、これまで県とPAZ圏内における事前配布の方法や配布率の向上、ならびに緊急時における配布場所の見直しの検討などを、適宜行ってまいりました。また、安定ヨウ素剤の使用期限は3年であり、薬剤を更新する必要があることから、事前配布方法の検討も行うべきとの要望も行ってまいりました。さらに、本年4月に市民団体の皆様から離島住民への安定ヨウ素剤の事前配布についての要望をいただいた際には、すぐに県と協議を行い、緊急時に安定ヨウ素剤の受け取りが困難と想定される地域等、事前配布を必要と判断する場合には、事前配布を行うことができることを確認し、県におきましても、要望があれば可能との回答をいただきました。

その時点におきましては、離島住民から直接、事前配布を希望する声は届いておりませんでしたので、まずは離島の要望を確認するために5月に開催された区長さんの会議に参加させていただいたところです。その際に、安定ヨウ素剤が離島に備蓄されていることをお話し、事前配布について島の住民の皆さんのが要望状況をお尋ねしたところ、島の住民の方はまず備蓄されていることさえ知らないとのことでしたので、離島の全世帯に、安定ヨウ素剤の効能や必要性及び備蓄状況についてのお知らせを6月に配布いたしました。なお、各離島の事前配布の希望については、現在まだ検討中とのことで、正式な回答はいただいておりません。

また、離島以外の受け取り困難地域等につきましても、事前配布の方向性など隨時、県と協議を行ってきたところです。協議の結果、要請(1)で回答いたしましたとおり、このたびUPZ圏においても、緊急時に速やかに受け取ることが困難な方で希望される方に対しましては、県との共

催で安定ヨウ素剤の事前配布を実施することとなりました。

今後とも、県と連携協力し、市民の皆さん安心安全のため、取り組んでまいりたいと考えております。

[担当課：保健福祉部 保健医療課]